2026年11月5日

各　位

会　社　名　トヨタ自動車株式会社
代　表　者　取締役社長　近　健太
（コード番号　7203　東証プライム・名証プレミア）
お問合せ先　資本関連事業部長　森山　由英
（TEL．0565－28－2121）

自己株式の取得に係る事項の一部変更、自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に係る事項の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年８月４日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたが、2026年11月５日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の取得に係る事項の一部を変更すること（取得枠の拡大及びその具体的な取得方法の追加）、自己株式の取得及び自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うこと、並びに自己株式の消却に係る事項の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．自己株式の取得に係る事項の一部変更

１．変更の理由

当社は、株式市場からの評価や足元の株価水準等を踏まえ、機動的な自己株式取得を実施し、資本効率の向上を目的として2026年８月４日開催の取締役会の決議に基づく自己株式取得を実施しておりますが、下記「Ⅱ．自己株式の取得及び自己株式の公開買付け」に記載の本公開買付けを行うため、取得しうる株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得方法を変更するものであります。

２．取得に係る事項の変更内容

変更箇所は下線で示しています。

	変更前 （2026年８月４日開催 取締役会決議）	変更後 （2026年11月５日開催 取締役会決議）
（１）取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
（２）取得しうる株式の総数	500百万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.22％）	610百万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 5.18％）
（３）株式の取得価額の総額	１兆円（上限）	1.3兆円（上限）
（４）取得期間	2026年８月５日～2027年８月４日	2026年８月５日～2027年８月４日

（注）本プレスリリースを米国内で発表、配布または頒布してはいけません。本プレスリリースは、本プレスリリース内に記載されている公開買付けを米国内で行うことを意図するものではありません。本プレスリリースの末尾記載の重要な通知をご覧ください。

（５）取得方法	市場買付	市場買付及び自己株式の公開買付け

（注）変更前の「（２）取得しうる株式の総数」の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合については、2026年６月30日時点における発行済株式総数（自己株式を除く）11,842,234,260株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）、変更後の「（２）取得しうる株式の総数」の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合については、2026年９月30日時点における発行済株式総数（自己株式を除く）11,779,620,513株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。

Ⅱ．自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

１．買付け等の目的

当社は、当社ウェブサイト上の「配当金について」に掲載のとおり、株主の皆様の利益向上を重要な経営方針の一つとして位置付けており、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めております。配当金については、安定的・継続的に増配を行うよう努めております。

今後も厳しい競争を勝ち抜き、モビリティカンパニーへの変革に向けて、内部留保資金については、カーボンニュートラル社会の実現に向けた環境技術やお客様の安全・安心のための安全技術等の次世代の成長投資、従業員や取引先、地域社会等を含めたすべてのステークホルダーの皆様のために活用していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としており、これらの配当は、定款に基づき、取締役会で決議しております。

2026年３月期の配当金につきましては、中間配当については１株当たり45円、期末配当については１株当たり50円の配当を実施しており、配当性向（連結）は32.1%となります。

当社は、会社法第165条第２項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。なお、当社は本日現在までの過去５年間において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付け、立会外取引及び公開買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2021年11月４日開催 取締役会	2021年11月５日～ 2022年３月７日	70,355,500株	149,999,840,600円
2022年３月23日開催 取締役会	2022年３月24日～ 2022年５月10日	46,225,900株	99,999,829,781円
2022年５月11日開催 取締役会	2022年６月17日～ 2022年11月１日	90,270,600株	185,684,676,616円
2022年11月１日開催 取締役会	2022年11月２日～ 2023年３月16日	79,158,400株	149,999,952,100円
2023年５月10日開催 取締役会	2023年５月18日～ 2023年10月30日	64,590,700株	149,999,927,050円
2023年11月１日開催 取締役会	2023年11月２日～ 2024年４月24日	32,097,200株	99,999,796,450円
2024年５月８日開催 取締役会（注１、２）	2024年５月９日～ 2025年４月15日	436,859,275株	1,199,999,856,557円
2025年６月３日付 取締役会決議（注３）	2026年３月31日～ 2026年６月30日	1,192,330,962株	3,656,879,060,454円

（注１）2024年５月８日開催の取締役会において決議された自己株式取得の一環として、2024年７月23日開催

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

の取締役会の決議に基づき実施した自己株式の公開買付け(買付け等の期間:2024年７月24日から2024年８月26日まで)により取得した290,122,375株(取得価額の総額:806,830,324,875円)を含みます。

（注２）2024年５月８日開催の取締役会において決議された自己株式取得の一環として、2024年９月24日開催の取締役会の決議に基づき実施した2024年９月25日付の自己株式立会外買付（ToSTNeT-3）により取得した29,673,300株（取得価額の総額：77,655,026,100円）を含みます。

（注３）2025年６月３日付の取締役会の決議に代わる書面決議、2026年１月14日付の取締役会の決議及び2026年３月30日付の取締役会の決議に代わる書面決議に基づき実施した自己株式の公開買付け（買付け等の期間：2026年３月31日から2026年４月27日まで）により取得した1,192,330,962株（取得価額の総額：3,656,879,060,454円）です。

当社は、これまで上表のとおり、継続的に自己株式の取得を実施してまいりましたが、株式市場からの評価や足元の株価水準等を踏まえ、さらなる資本効率向上を図ることを目的とし、2026年８月４日開催の取締役会の決議において、取得する株式の総数を500,000,000株（決議当時の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：4.22%）、取得価額の総額を１兆円、取得期間を2026年８月５日から2027年８月４日までとする自己株式の取得を決定し、これを実施しております（注４）。

（注４）2026年８月５日から2026年９月30日までに、63,766,500株（取得価額の総額：195,000,372,200円）の自己株式を取得しております。

一方、当社には、当社普通株式を政策保有株式として保有する株主（以下「政策保有株主」といいます。）が複数存在しており、特に当社の株主となっている損害保険会社各社は、その保有する政策保有株式の縮減方針を掲げている状況です。

このような状況の下、当社は、2026年９月上旬、政策保有株主が当社普通株式を市場において売却した場合、一定数の当社普通株式が市場に放出されることになり、当社普通株式の一時的な需給悪化を引き起こすため、株価に対して悪影響を及ぼす懸念があること、及び当社が当社普通株式を自己株式として取得した場合、当社の１株当たり当期純利益（ＥＰＳ）や自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）等の資本効率の向上に寄与すると考えられることから、政策保有株主が保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについての検討を開始いたしました。

また、具体的な自己株式取得の方法に関しては、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、公開買付けであれば、応募予定株主（以下に定義します。）以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与することができる点、法令等に従った公開買付けの手続により買い付けることで、取引の透明性も担保することができる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により自己株式取得を実施することが適切であるとの考えに至りました。

そこで、当社は、2026年９月17日、当社の株主である三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和」といいます。）、並びに三井住友海上及びあいおいニッセイ同和の親会社であるＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社（以下「ＭＳ＆ＡＤ」といいます。）に対して、三井住友海上が所有する当社普通株式153,128,935株（所有割合(注５):1.30%)及びあいおいニッセイ同和が所有する当社普通株式8,342,020株(所有割合:0.07%)の一部について、また、2026年９月18日、当社の株主である東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」といいます。）に対して、東京海上日動が所有する当社普通株式127,661,870株（所有割合：1.08%）の一部について、自己株式取得を目的とした公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、ＭＳ＆ＡＤより、2026年９月18日、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和が所有する当社普通株式の一部を応募する旨の回答を、東京海上日動より、2026年９月24日、東京海上日動が所有する当社普通株式の一部を応募する旨の回答を、それ

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

ぞれ受領いたしました。また、当社は、2026年９月30日、当社の株主である損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といい、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、東京海上日動及び損保ジャパンを総称して、以下「応募予定株主」といいます。）より、当社普通株式25,472,540株（所有割合：0.22%）（議決権行使の指図権を留保して同社が設定する退職給付信託に拠出している当社普通株式1,650,000株を含みます。）の一部の売却意向がある旨の連絡を受けたことから、損保ジャパンに対して対応可能な売却方法の確認を行った上で、2026年10月８日、損保ジャパンに対して、自己株式の取得を目的とした公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、損保ジャパンより、2026年10月９日、損保ジャパンが所有する当社普通株式の一部を応募する旨の回答を受領いたしました。

（注５）「所有割合」とは、当社が2026年11月５日付で公表した「2027年３月期　第２四半期（中間期）決算短信〔ＩＦＲＳ〕(連結)」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2026年９月30日現在の発行済株式総数（14,594,987,460株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（2,815,366,947株）（株式付与ESOP信託が保有する当社普通株式1,373,200株を除きます。）を控除した株式数（11,779,620,513株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

その後、当社は、本公開買付けの具体的な条件についての検討を開始したところ、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。また、当社は、2026年10月９日、三井住友海上が所有する当社普通株式153,128,935株（所有割合：1.30%）の一部である60,729,315株（所有割合：0.52%）、あいおいニッセイ同和が所有する当社普通株式8,342,020株(所有割合:0.07%)の一部である3,308,326株(所有割合:0.03%)、東京海上日動が所有する当社普通株式127,661,870株（所有割合：1.08%）の一部である38,298,600株（所有割合：0.33%）、損保ジャパンが所有する当社普通株式25,472,540株（所有割合：0.22%）（議決権行使の指図権を留保して同社が設定する退職給付信託に拠出している当社普通株式1,650,000株を含みます。）の一部である6,414,500株（所有割合：0.05%）（議決権行使の指図権を留保して同社が設定する退職給付信託に拠出している当社普通株式1,650,000株を含みます。）の合計108,750,741株（所有割合：0.92%）（以下「応募打診株式」といいます。）について、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2024年10月から2026年９月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）59件のうち、非公開化の一環として実施された事例、プレミアムを設定した事例及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計７件）を除く事例52件（ディスカウント率８％（参考事例におけるディスカウント率の計算においては、小数点以下第一位を四捨五入しております。）以上10%未満が１件、ディスカウント率10%が47件、ディスカウント率11%以上が４件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的かつ合理的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減するべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価格とすることが合理的であると考え、

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

決定いたしました。その結果、2026年10月14日にＭＳ＆ＡＤより、2026年10月16日に東京海上日動より、2026年10月14日に損保ジャパンより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募予定株主が本日現在それぞれ所有する応募打診株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び当社取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の当社普通株式の終値が3,028円、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が3,030円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）であったことから、より低い価格である3,028円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,725円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）を本公開買付価格とすること、及び本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資金流出を最小限に抑える観点から、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンから応募する旨の回答を得た株式数である108,750,741株（所有割合：0.92%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した108,750,841株（所有割合：0.92%）を上限とすることを決議いたしました。

また、当社は、応募予定株主との協議を踏まえ、2026年８月４日開催の取締役会の決議に基づき実施している自己株式取得との関係について検討いたしました。その結果、本公開買付けにより政策保有株主から当社普通株式を自己株式として取得することは、2026年８月４日開催の取締役会の決議に基づく自己株式取得を行う目的と必ずしも一致するものではなく、また、株主の皆様に対するさらなる利益還元及び資本効率の向上に資するものと考えられることから、当社は、2026年10月下旬、2026年８月４日開催の取締役会の決議に基づく自己株式取得枠を拡大した上で、本公開買付けを実施することが適切であるとの考えに至り、2026年11月５日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議するとともに、2026年８月４日開催の取締役会において決議した自己株式の取得枠を500,000,000株から610,000,000株、１兆円から1.3兆円にそれぞれ拡大することを決議しております。

なお、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンより、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超えた場合には、あん分比例の方式による買付けとなるため、応募打診株式を超える数、具体的には、三井住友海上は153,128,935株（所有割合：1.30%）、あいおいニッセイ同和は8,342,020株（所有割合：0.07%）、東京海上日動は96,569,900株（所有割合：0.82%）、損保ジャパンは16,174,200株（所有割合：0.14%）を本公開買付けに応募する旨を確認しておりますが、本公開買付けに応募した結果として本公開買付け後に応募予定株主の手元に残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針について未定であり、取り得る選択肢について検討する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、本決算短信に記載された2026年９月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は9,484,484百万円（手元流動性比率は2.1ヶ月（注６））であり、本公開買付けの買付け等に要する資金（296,359百万円）に充当した後も、手元流動性は9,188,125百万円（手元流動性比率は2.0ヶ月）になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注６）本決算短信に記載された2026年９月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される当社の１ヶ月当たりの連結ベースの収益（2027年３月期第２四半期連結営業収益を６で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式については、2026年８月４日及び2026年11月５日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得が完了した日が含まれる四半期の末日に消却することを予定しております。

２．自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

（１）決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	610,000,000株（上限）	1,300,000,000,000円（上限）

（注１）発行済株式の総数は、14,594,987,460 株です（本日現在）。

（注２）取得する株式の総数は、2026 年８月４日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限である 500,000,000 株を、2026 年 11 月５日開催の取締役会において拡大する決議がされた後の上限株数です。

（注３）取得価額の総額は、2026 年８月４日開催の取締役会において決議された取得価額の総額の上限である１兆円を、2026 年 11 月５日開催の取締役会において拡大する決議がされた後の上限金額です。

（注４）取得することができる期間は、2026 年８月５日から 2027 年８月４日までです。

（２）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	63,766,500株	195,000,372,200円

（注）2026 年８月５日から 2026 年９月 30 日までに取得した株式の総数、取得価額の総額を記載しています。

３．買付け等の概要

（１）日程等

① 取締役会決議日	2026 年 11 月５日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	2026 年 11 月６日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス （https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）
③ 公開買付届出書提出日	2026 年 11 月６日（金曜日）
④ 買付け等の期間	2026 年 11 月６日（金曜日）から 2026 年 12 月７日（月曜日）まで（21 営業日）

（２）買付け等の価格

普通株式１株につき、金 2,725 円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。また、当社は、2026年10月９日、応募打診株式について、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例59件のうち、非公開化の一環として実施された事例、プ

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

レミアムを設定した事例及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計７件）を除く事例52件（ディスカウント率８％以上10％未満が１件、ディスカウント率10％が47件、ディスカウント率11％以上が４件ありました。）において、ディスカウント率10％が最多であったことを参考に、ディスカウント率10％が一般的かつ合理的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10％とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減するべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価格とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2026年10月14日にＭＳ＆ＡＤより、2026年10月16日に東京海上日動より、2026年10月14日に損保ジャパンより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募予定株主が本日現在それぞれ所有する応募打診株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び当社取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の当社普通株式の終値が3,028円、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が3,030円であったことから、より低い価格である3,028円に対して10％のディスカウントを行った価格である2,725円を本公開買付価格とすること、並びに、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資金流出を最小限に抑える観点から、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンから応募する旨の回答を得た株式数である108,750,741株（所有割合：0.92％）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した108,750,841株（所有割合：0.92％）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である2,725円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,028円から10.01％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,030円から10.07％、同日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,026円から9.95％をそれぞれディスカウントした金額となります。

当社は、2026年８月４日開催の取締役会の決議に基づき、2026年８月５日から2026年９月30日までの間、63,766,500株の当社普通株式を195,000,372,200円で市場買付けの方法により取得しております。当該市場買付けの方法による取得における取得価格の１株当たりの平均は3,058円（円未満を四捨五入）であり、本公開買付価格との差額は333円（円未満を四捨五入）となります。当該差額は、当該市場買付けの方法による取得価格が各取得日の市場価格によって決定されたものであるのに対し、本公開買付価格が本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値3,028円と、当該市場買付けによる取得価格3,058円に対して0.98％（小数点以下第三位を四捨五入）下落していることに加え、10％ディスカウントした価格であることによるものです。

② 算定の経緯

上記「① 算定の基礎」記載の検討を経て、当社は、応募打診株式について、2026年10月９日、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10％のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンに対して打診を行いました。

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

その結果、2026年10月14日にＭＳ＆ＡＤより、2026年10月16日に東京海上日動より、2026年10月14日に損保ジャパンより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募予定株主が本日現在それぞれ所有する応募打診株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び当社取締役会決議日の前営業日である2026年11月４日の当社普通株式の終値が3,028円、同日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が3,030円であったことから、より低い価格である3,028円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,725円を本公開買付価格とすること、並びに、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資金流出を最小限に抑える観点から、ＭＳ＆ＡＤ、東京海上日動及び損保ジャパンから応募する旨の回答を得た株式数である108,750,741株（所有割合：0.92%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した108,750,841株（所有割合：0.92%）を上限とすることを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	108,750,741株	－株	108,750,741株

（注１）応募株券等の総数が買付予定数（108,750,741 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（108,750,741 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の２第２項において準用する法第 27 条の 13 第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

296,358,769,225 円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（296,345,769,225 円）、買付手数料、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（６）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

② 決済の開始日

2026 年 12 月 29 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者で

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

ある株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315％（所得税及び復興特別所得税 15.315％、住民税５％）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者については、住民税５％は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第４条の６の２第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がＳＭＢＣ日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がＳＭＢＣ日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（但し、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを要求されます。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、本公開買付けの実施を決議した場合には、ＭＳ＆ＡＤよりその子会社である三井住友海上が所有する当社普通株式 153,128,935 株（所有割合：1.30%）の一部である 60,729,315 株（所有割合：0.52%）及びあいおいニッセイ同和が所有する当社普通株式 8,342,020 株（所有割合：0.07%）の一部である 3,308,326 株（所有割合：0.03%）、東京海上日動よりその所有する当社普通株式 127,661,870 株（所有割合：1.08%）の一部である 38,298,600 株（所有割合：0.33%）、並びに損保ジャパンが所有する当社普通株式 25,472,540 株（所有割合：0.22%）の一部である 6,414,500 株（所有割合：0.05%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

③ 当社は、2026 年 11 月５日付で本決算短信を公表しております。当該公表に基づく、本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信の内容につきましては、法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人のレビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（イ）損益の状況（連結）

会計期間	2027年３月期 （中間連結会計期間）
営業収益	26,962,462百万円
営業利益	2,191,124百万円
税引前中間利益	2,954,403百万円
中間利益	2,305,496百万円
親会社の所有者に帰属する中間利益	2,236,446百万円

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

（ロ）１株当たりの状況（連結）

会計期間	2027年３月期 （中間連結会計期間）
基本的１株当たり親会社の所有者に帰属する中間利益	185.97円
希薄化後１株当たり親会社の所有者に帰属する中間利益	185.97円

④　当社は、2026 年 11 月５日付で事業構造改革の進捗に関する内容を含む「2027 年３月期第２四半期決算報告プレゼンテーション資料」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（注）米国内におけるまたは米国内への頒布を禁止します。

Ⅲ．自己株式の消却に係る事項の一部変更

１．変更の理由

上記「Ⅱ．自己株式の取得及び自己株式の公開買付け」に記載の本公開買付けにより取得する自己株式を消却の対象に含めるとともに、自己株式の保有水準を引き下げ、資本効率を意識した資本政策を推進するため、消却する株式の総数及び消却予定日を変更するものであります。

２．消却に係る事項の変更内容

変更箇所は下線で示しています。

	変更前 （2026年８月４日開催 取締役会決議）	変更後 （2026年11月５日開催 取締役会決議）
（１）消却する株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
（２）消却する株式の総数	200百万株 （消却前の発行済株式総数に対する割合1.37%）	1,200百万株 （消却前の発行済株式総数に対する割合8.22%）
（３）消却予定日	2026年８月４日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得が完了した日が含まれる四半期の末日 （自己株式の取得が完了し、消却予定日が確定した時点で改めてお知らせいたします。）	2026年８月４日及び2026年11月５日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得が完了した日が含まれる四半期の末日 （自己株式の取得が完了し、消却予定日が確定した時点で改めてお知らせいたします。）

（注）変更前及び変更後の「（２）消却する株式の総数」の発行済株式総数に対する割合については、2026年６月30日及び同年９月30日時点における発行済株式総数14,594,987,460株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。

（ご参考）

2026年９月30日時点の自己株式の保有状況

・発行済株式総数（自己株式除く）　11,779,620,513株

・自己株式数　2,815,366,947株

（なお、上記自己株式数には、株式付与ESOP信託が保有する当社普通株式は含まれておりません。）

以　上

（注）本プレスリリースを米国内（領土および占有地、米国内の全ての州およびコロンビア特別区を含みます）において発表、配布、頒布または米国へ郵送してはいけません。本プレスリリースは、本プレスリリース内に記載されている公開買付けを米国内で行うことを意図するものではありません。